

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和５年１０月２７日)

開催日及び場所			令和５年９月１２日（火）北陸農政局第１・２会議室	
委員			中田 博繁（弁護士） 木戸 正裕（公認会計士） 久保 豊 （ジャーナリスト）	
審議対象期間			令和５年４月１日～令和５年６月３０日	
審議対象案件			224件　うち、１者応札（応募）案件　48件 契約の相手方が公益社団法人等の案件０件	
抽出案件			5件　　うち、１者応札案件4件 （抽出率 2.2%）　　　　　（抽出率 8.3%）	
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		2件　　うち、１者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	抽出なし
		随意契約		抽出なし
	業 務	一般競争		2件　　うち、１者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	抽出なし
			その他の指名競争	抽出なし
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	1件　　うち、１者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の件数0件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物 品 役 務 等	一般競争		抽出なし
		指名競争		該当なし
		随意契約（企画競争・公募）		抽出なし
		随意契約（その他）		抽出なし
	(特記事項) なし			

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	1 一般競争 水橋農地整備事業 下条上市団地（水橋工区）区画整理その4工事	
	◆2件の工事（その3工事、その4工事）で一括審査方式により手続きを行っているが、契約案件の一覧に含まれていなかったその3工事の結果はどうだったのか。 また、今回のように2件の工事が一括で審査されるケースは一般的なことなのか。 ◆その1工事とその2工事は違う業者なのか。 ◆その4工事の入札を辞退した業者は、どこの業者なのか。 ◆入札辞退の理由は何か。	◆今回実施した一括審査方式は、1つの競争参加申請で2件の工事の申請が可能となるものであり、仮に1件の工事を落札した場合、もう1件の工事は辞退することとなる。2件の工事については、同一2者から申請があり、資格確認通知を行った2件とも開札前に同一1者が入札辞退したため、入札参加者が1者となった。その4工事を先に落札決定したことから、その3工事は入札参加者がいなくなり入札不調となったため、契約案件の一覧には含まれていない。 一括審査方式が導入されたのは、平成24年度補正予算からであり、発注者・競争参加者の事務手続きの負担軽減を図ることを目的とし、支出負担行為担当官が同一である工事、工事の目的及び内容が同種である工事、施工地域が近接する工事、入札公告・開札等を同一日に行う工事等の適用要件を全て満たしていれば、1つの申請により複数の工事の審査、評価を一括して実施することが可能となるものである。 本方式の採用については、発注時期や工事内容等により判断している。 ◆その1工事とその2工事は令和4年度に実施しており、その2工事はその4工事の受注業者、その1工事は別の業者が受注している。 ◆富山県魚津市の業者である。 ◆他機関発注の工事を受注し、本工事に配

	◆令和４年度に審議したその１工事についても、２者が入札に参加し、１者が辞退した結果、１者応札となっている。その１工事とその２工事は一括審査方式ではなかったと思われるがいか ◆当該工事については、昨年度も今年度も結果的に１者応札となっている。施工可能な業者が少なく、１者応札とならざるを得ないと思うが、今後も同地区では工事発注が見込まれると推察されることから、引き続き発注方法等について検討願いたい。	置予定の技術者を配置していたが、工期延長が生じたため本工事に申請した技術者の配置が不可能となったためである。 ◆その１工事は本局、その２工事は事業所の契約担当官による工事のため、一括審査方式は採用していない。 了解した。
--	---	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	2 一般競争 加治川用水農業水利事業 水管理施設改修（その２）工事	
	◆施工体制評価点及び加算点については、開札後に決定しているが、落札者決定までの基本的な流れについて説明願いたい。 ◆開札後の翌日に評価値が決定するのか。 ◆今回の案件は設備の新設又は更新のどちらなのか。 ◆何年ぶりの更新になるのか。 ◆当初設置した業者は、今回受注した業者なのか。 ◆水管理設備については、他の地区でも改修が行われていると思われるが、今回受注した業者以外の複数の業者が	◆総合評価落札方式の場合、開札後、入札価格が予定価格の制限内である者全てに対し施工体制を確認する。調査基準価格以上であれば提出された資料により評価することとなるが、調査基準価格に満たない場合は追加資料を求め、当該価格で施工が可能か、十分な施工体制が確保できるかどうか等をヒアリングにより確認し評価する。全者の評価点を確認した後、評価値の最も高い者が落札者となる。 ◆開札後、速やかに施工体制を確認することとなるが、追加資料の提出を求める場合は、評価値決定まで時間を要することもある。 ◆更新である。 ◆当該設備の場合、耐用年数は 20 年となっているが、本工事の設備について、供用期間を把握していないため、確認し、回答する。 （９／14、各委員へ「供用開始から 34 年経過による更新である」旨をメールにて回答。） ◆確認し、別途回答する。 （９／14、各委員へ今回の受注業者とは別の業者であった旨をメールにて回答。） ◆そのとおり。

	請け負っているのか。 ◆1 者応札事後審査票に記載のアンケート結果では、工事の履行に対するリスクや工事内容の一部に施工できない内容がある等の回答が記載されているが、既存施設を他社が施工していた場合、改修工事については、入札に参加しづらいということなのか。 ◆本案件については、提示された資料等において、1 者応札となった原因が明確に分析されていると考える。	◆メーカー限定の設計にならないよう配慮しているが、案件によっては、施工後の不具合などのリスクを伴うことに対して敬遠される傾向があると推察する。
--	---	--

	意見・質問 (詳細に記述すること)	回答等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する回答	3 一般競争 新川流域二期農業水利事業 現場技術その1業務	
	◆その2業務も工期が同じで同一業者が受注しているが、場所が違うのか。 ◆本案件については、同類の業務が複数件あり、①同じ業者の受注が多い、②1者又は2者応札、③落札率がほぼ同じという理由で審議対象とした。他の案件の入札執行調書と照らし合わせてみたところ、技術点の評価項目の中で、「企業・予定技術者の技術力」、「業務への取組方針」において、評価点の差が出ていると思われる。技術提案書の評価項目は他の案件も概ね同一と推察されるが、同じ業者で案件によって評価点が変わるのはどうしてか。 ◆入札金額が他者より低いにもかかわらず、業務への取組方針の評価点により技術点が下回り、落札者にならなかった案件もある。業務への取組方針については、評価の着目点が一般的であり、客観的には評価の差が分かりづらいように思われることから、今後、評価項目数等について、工夫の余地があるのではないかと感じた。 ◆技術点の評価結果は、公表等により業者に伝わっているのか。	◆対象工事が異なる。 ◆企業・予定技術者の技術力については、競争参加資格確認申請時に提出された予定管理技術者が案件により異なるため技術者評価点が変わる。業務への取組方針については、対象工事の規模、内容、実施期間、現場の条件等により取組方針の内容が変わることから評価点が変わっている。 ◆落札決定後に入札執行調書が公表される。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	4 一般競争 河北潟周辺農地防災事業 河北潟周辺地区排水機場他総合技術（その４）業務	
	◆ 1 者応札の改善策について、具体的にどのようなことを実施したのか。 ◆ 改善余地について、これ以上改善の余地が見込まれないとあるが、これは本局の意見なのか。 ◆ 改善策に向けた措置等から、これ以上の改善の余地が見込まれないことは理解できた。	◆ 前年度発注したその３業務よりも、入札公告を１か月以上早めたが、結果は１者応札であった。 ◆ 発注担当事業所の意見である。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	5 簡易公募型プロポーザル 国営造成施設総合水利調整管理事業 手取川地区・加賀三湖地区河川協議資料作成業務	
	◆業務内容の詳細において、既存の協議資料及び過年度業務成果等を確認するとあるが、本業務は過年度からの継続業務なのか、また、受注業者は今回受注した業者と同じなのか確認したい。 ◆受注業者は、前回の受注実績により、業務内容を把握していることから、準備作業のコスト節減を価格に反映できる等の有利性がなかったのか。 ◆予算額を若干上回る請負金額となったのはどうしてか。 ◆技術提案書の評価結果を確認したい。 ◆技術提案書の評価点について、これ以下は不採用となる最低基準はあるの	◆令和4年度に同地区で河川協議に関する水利使用検討業務を発注しており、本案件と同じ業者が受注している。 ◆前年度業務も1者応札であったことから、多数の業者が参加できるよう配慮し競争参加要件を設定している。アンケート調査等で、類似の業務実績がなくリスクがあることから競争に参加しづらいという意見は伺っているが、過年度業務報告書等の資料を閲覧に供するなど、技術提案書作成の公平性は確保している。 なお、本業務はプロポーザル方式であり技術提案書の評価のみで契約候補者を決定することから、前回受注業者が経済性等で有利となる業務内容にはなっていないと考えます。 ◆契約候補者決定時の予算額の算出については、契約候補者の本拠地からの旅費を計上することとなっている。今回の契約候補者については、当初積算より本拠地が遠方となったことから、予算額を変更した。 ◆別途、提出する。 (9/14 各委員へ技術提案書評価結果表を送付。) ◆ない。

	か。 ◆技術提案書の評価結果、入札辞退があった場合の聴き取り内容及び1者応札があった場合の改善策については委員全員の関心が高いので、委員会資料に追加して頂くようお願いしたい。	◆了解した。
--	---	---------------

	意 見・質 問 (詳細に記述すること)	回 答 等 (詳細に記述すること)
委員からの 意見・質問 それに対する回答	その他全般	
	なし	
委 員 講 評		
◆本日の委員会において、局長に対し、意見の具申又は勧告を行うことが必要なことはなかった。		